

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号165)

- 1 民間の早期援助団体が必ずしも機能していない現状を前提に、行政内部で専門家の早期援助チームを作っていくことを検討してほしい。
- 2 警察から民間支援団体への情報提供に関しても、早期援助団体の要件が厳しすぎるため、指定をとるために容れ物づくりだけに奔走して、中身が空疎な団体ができあがりかねないことを懸念する。むしろ、個別に秘密保持に関する協定を締結して早期支援にあたるチームを警察の被害者支援室等の内部（あるいは知事部局との共管で）に設けて、個別に専門家や被害当事者を委嘱する仕組みがあってもよいと思うので検討してほしい。

【検討結果】

警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援及び指導・助言を行い、犯罪被害者等早期援助団体制度の適切な運用を図る。

また、生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するため、各地方公共団体レベルで設置されている被害者支援連絡協議会における相互の協力及び緊密な連携を強化し、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。

【参考：関連する現行施策】

第4 支援等のための体制整備への取組

3 民間団体に対する援助

(7) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援を行っていくとともに、生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会における相互の協力及び緊密な連携を図っていく。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号166)

交通犯罪は軽く見られている。官による交通犯罪被害者等の支援を推進するのであれば、一般犯罪被害者等と交通犯罪被害者等の「事情」を区別して分析対応してほしい。

【検討結果】

(現行の施策を引き続き推進する。)

内閣府において、警察庁、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者団体等の協力を得て、犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等を把握するため、犯罪被害類型等ごとに、一定の周期で継続的な調査を行う。

【参考：関連する現行施策】

第4 支援のための体制整備への取組

2 調査研究の推進等

(3) 内閣府において、警察庁、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者団体等の協力を得て、犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等を把握するため、犯罪被害類型等ごとに、一定の周期で継続的な調査を行う。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号167)

年間の交通事故死亡者数として24時間以内と30日以内のものが示されているが、死亡するケースの多い2～3か月以内の数も加えて欲しい。また、年間2,000人以上で推移している重度後遺障害者数も示して欲しい。

一般的に24時間以内の死亡者数が公表されているが、これも社会常識からずれたもので、やはり交通事故に対しての軽視を感じざるを得ない。

さらに、交通死亡事故の実態を知るためにも①法令違反別死亡事故発生件数、②状態別交通事故死亡者数、③年齢別交通事故死者数 を掲載して欲しい。

【検討結果】

内閣府において、犯罪被害者白書における交通事故被害者に関する統計について、掲載の充実を図る。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

交通安全白書において、「厚生統計の死者」として交通事故後1年以内の死者数、法令違反別死亡事故発生件数、状態別交通事故死者数、年齢別交通事故死者数を掲載している。

\*「厚生統計の死者」とは、警察庁が厚生労働省統計資料「人口動態統計」に基づき作成したものであり、当該年に死亡した者のうち原死因が交通事故によるもの（事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者を除く。）をいう。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号168)

人身取引被害者の保護施設においては、通訳者の果たす役割が極めて大きいものであるが、現行の基本計画の中には通訳者の確保・養成等に関する記載はない。適切な通訳者の確保・養成は極めて重要であり、研修の実施など具体的施策を講じて欲しい。

【検討結果】

人身取引対策については、関係省庁において「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、被害者保護のための各種施策を推進する。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

「人身取引対策行動計画2009」には、以下の施策が盛り込まれている。

3 人身取引被害者の保護

(3) シェルターの提供と支援

③ 婦人相談所における母国語による通訳サービス

婦人相談所において、人身取引被害者を保護及び支援するに当たっては、通訳雇上費の活用により、必要な通訳を確保するとともに、専門通訳者養成研修事業の実施による通訳の養成に努め、被害者の母国語による支援の充実に努める。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号169)

被害者支援プランの作成においては、制度設計者の想定の及ばない各事件特有の被害者事情がしばしば発生することを念頭に置き、常に実情を直視して対応できるよう、制度内に運用の柔軟性の余地を確保するようにして欲しい。

また、運用実務に当たる現場担当者は、その事件の特殊性について必ずしも深い知識を持つとは限らず、無理解から窓口での柔軟対応が阻害されることを避けるため、専門家メンバーによるサポートチームを機動的に編成する仕組みを整備するようにして欲しい。

【検討結果】

内閣府において、地方公共団体に対し、平成20年12月に内閣府が作成した「犯罪被害者ハンドブック・モデル案」を参考として、支援に携わる際の留意事項、関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた冊子を作成し、活用するよう要請する。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

支援に携わる者の資質の向上、支援に当たって民間団体や民間の専門家を含めた関係機関・団体との連携強化要望として検討